

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

令和8年度「交流促進・まちづくりアイデア創出プロジェクト」企画・運営等業務

## 2 業務の目的

令和3年度に策定した「第3期下京区基本計画」においては、「「住んでよし、働いてよし、訪れてよし、学んでよし」の下京区」をスローガンに掲げ、区民の皆様や事業者、まちづくり団体など多様な方々による、下京区の活性化につながる様々な取組が推進された。

この計画が令和7年12月に終期を迎えたことを受け、令和8年度中の策定を予定する「下京区まちづくり運営方針」においても引き続き、「「住んでよし、働いてよし、訪れてよし、学んでよし」の下京区」をスローガンに掲げ、地域の絆・自治の精神が息づくまち、文化・産業で京都の元気をけん引するまち、100年先の未来も区民が誇りに思うまちを目指していく。

本業務は、まちづくり活動を行う学生や事業者・地域団体等の連携促進や伴走支援等を行うことで、上記スローガンに向けた取組の推進を目的としており、これを効率的かつ効果的に遂行するため、企画・運營業務を委託するものである。

## 3 委託業務の内容

委託業務内容は、次のとおりとする。

### (1) 実施体制の確保

本事業の実施に当たっては、以下の役割を担う人材を置くこと。

#### ○ プロジェクトマネージャー

本事業を統括し、進捗管理及び本事業に関わる関係者調整を行う者

#### ○ 企画・運営担当者

以下(2)、(3)、(4)及び(5)に示す業務を企画・運営する者

### (2) オープンな交流促進を行う「交流会」の企画・運営

#### ア 目的

- ① 下京区内で活躍する実践者の情報を把握すること
- ② 下京区内で活躍する実践者同士のつながりを生むこと
- ③ 参加者の事業へのモチベーション向上を図ること

#### イ 実施回数

2回以上実施すること。

#### ウ 所要時間

2時間程度

エ 対象者

下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」（以下「SHIMOGYO+GOOD」という。）関連団体等、下京区内で活動する実践者や実践希望者

オ 参加者の発掘

下京区民及び下京区のまちづくりに関心がある者を対象に、交流会参加希望者の発掘を積極的に行うとともに情報発信に努め、30名程度の参加希望者を集めること。

とりわけ、学生や概ね30代以下で、下京区内でまちづくり活動を行っていきたいと考える者を積極的に集めること。

(3) 分野・カテゴリーにフォーカスした「分野別交流会」の企画・運営

ア 目的

- ① 下京区内で活躍する実践者同士の密なつながりを生むこと
- ② 参加者の事業へのモチベーション向上を図ること
- ③ 上記①及び②により、参加者主体による取組が生まれること

イ 実施回数

2回程度

ウ 所要時間

1時間30分程度

エ 対象者

3(2)参加者や、受託者及び下京区役所が適当と考える者

(4) 伴走支援の実施

令和8年度「SHIMOGYO+GOOD」採択事業等への伴走支援を行うこと。

(5) 独自提案した取組の実施

受託者は、上記の委託業務の内容以外に本事業の目的の達成に資する提案や独自の企画など、より効果的な取組とするために必要と思われることを、他の手法と比較した優位性や経費を含めて提案し、実施すること。なお、実施内容は下京区役所と協議のうえ、必要に応じて再構築すること。

#### 4 業務終了報告書の提出

(1) 受託者は本業務終了後速やかに、以下の資料を下京区役所に提出すること。

- |                  |    |
|------------------|----|
| ア 事業完了届出書        | 1部 |
| イ 実績報告書          | 1部 |
| ウ 本業務で取得又は作成した資料 | 1式 |
| エ 請求書            | 1部 |
| オ (必要な場合) 振込依頼書  | 1部 |

(2) 本業務で取得又は作成した資料のデータは、Microsoft Office Word、Excel 及び PowerPoint 等で閲覧及び編集が可能な形式で提出すること。

## 5 支払方法等

委託料は、原則として業務完了後に支払うこととする。ただし、受託者との協議等により、事前に一定額を支払う「概算払い」を行う場合がある。

なお、契約金額には、本業務において発生する付帯作業にかかる費用をすべて含むものとし、追加費用は一切請求できない。

## 6 本業務を実施するうえで留意する点

### (1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行にあたり疑義が生じたときは下京区役所と受託者の間で協議を行う。協議が整わないときは、下京区役所の指示するところによるものとする。

### (2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また本業務が完了した後においても同様とする。

### (3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、下京区役所の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

### (4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て下京区役所に帰属するものとする。

### (5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、下京区役所に有益な提案を積極的に行うこと。また、下京区役所との情報共有を密に行うとともに、逐次協議しながら進めること。